

制度を知って上手に活用!

障害者のための各種助成制度

【問合せ】本庁障害・社会福祉課障害福祉グループ ④(23)5111(内線2181)

各種手当

① 特別児童扶養手当

【対象】20歳未満で、重度または中度の障害のある児童を養育している父母など

【支給額】月額

▼1級(重度) 5万1100円

▼2級(中度) 3万4030円

*その児童が、障害を支給事由とする年金を受給している場合、または施設(母子入所を除く)に入所している場合は対象外です。

② 障害児福祉手当

【対象】20歳未満で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時介護を必要とする方

【支給額】月額1万4480円

*障害を支給事由とする年金を受給している方、または施設に入所している方は対象外です。



③ 特別障害者手当

【対象】20歳以上で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方

【支給額】月額2万6620円

*施設に入所中の方、または3カ月以上継続して病院・老人保健施設などに入院・入所している方などは対象外です。

*①③の支給額は、いずれも平成27年4月1日現在の額です。

各手当に係る所得状況届を提出してください

現在、①③を受給されている方は、本年8月から平成28年7月までの受給資格確認のため、8月上旬発送予定の「所得状況届」の提出が必要です。未提出の場合、8月以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。

【受付期間】8月11日(火)～9月10日(木)
*土・日曜日を除く

重度心身障害者医療費助成制度

重度の心身障害者または知的障害者の方に対する医療費の助成制度です。医療保険適用の自己負担金について、医療機関に支払った後に申請していただくと、助成金が振り込まれます。

【対象】次のいずれかに該当される方

▼身体障害者手帳1・2級所持者

▼療育手帳A1・A2所持者(IQ35以下を含む)

▼身体障害者手帳3級に該当し、かつIQ50以下と判定された方

*子ども医療費助成制度やひとり親家庭等医療費助成制度よりも優先されます。

軽度・中等度難聴児補聴器助成制度

難聴児の福祉の増進を図るため、身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度の難聴児に補聴器の購入費の一部を助成します。



高額障害福祉サービスなどについて

同一世帯に障害福祉サービスなどを利用する方が複数いる場合、申請により、利用者負担を負担上限月額まで軽減できる場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。



障害福祉の相談窓口

(基幹相談支援センター)

障害に関する相談に応じ、障害福祉サービス利用手続きなどの支援を行います。

また、障害者虐待防止センターとして相談・通報を受け付け、虐待防止のための支援を行います。虐待・権利侵害などを受けた、または発見した場合、すみやかに左上表へ連絡してください。

虐待などに関する連絡はこちらへ

名称	住所	電話番号	FAX
相援会 基幹相談センター (虐待防止センター)	〒895-0065 宮内町2641	(0996) 22-0112	(0996) 22-0116
サニーサイド	〒895-0072 中郷町4708-1	(0996) 21-1221	(0996) 20-0598

*虐待防止センター：夜間・休日受付専用電話 080-5803-5358

障害者差別解消法

平成28年4月から、「障害者への不当な差別的取り扱い」と「障害者への合理的配慮」が義務付けられます。

	不当な差別的取り扱い	障害者への合理的配慮
行政機関・地方公共団体	✗ 不当な差別的取り扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者	✗ 不当な差別的取り扱いが禁止されます。	努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

*合理的配慮とは、障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で、妨げとなる社会的な制度や慣行を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことです。

指定福祉避難所

本市では、大規模災害時に指定避難所での生活が困難な在宅の障害者などを受け入れるため、7つの施設を「福祉避難所」として指定しています。利用に際しては、障害支援区分認定が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

*あらかじめ予測可能な避難(予防避難)の場合は、短期入所などの障害福祉サービスをご利用ください。

福祉避難所

- ▼亀山苑(宮内町)
- ▼川内なすな園(五代町)
- ▼薩来園(入来町副田)
- ▼川内自興園(百次町)
- ▼新築学園(樋脇町塔之原)
- ▼麦の芽福祉会(中郷町)
- ▼ファミリーHP薩摩(水引町)

福祉タクシー等利用券

【対象】市内に居住しており、次のいずれかに該当する方(①③は普通自動車運転免許所持者を含む)

- ①身体障害者手帳1・2級所持者
- ②療育手帳A1・A2所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの18歳未満の方で、同一世帯に普通運転免許保持者がいない方

身障者用駐車場利用証制度

(パーキングパーミット制度)



身障者用駐車場の利用を適正にご利用いただくため、障害のある方など歩行が困難と認められる方に対して、「身障者用駐車場利用証」が交付されます。

利用証は、北薩地域振興局(川薩保健所内)または、ハートピアかごしま(鹿児島市)で交付を行っています。申請方法、交付対象者などは、県ホームページ(<http://www.pref.kagoshima.jp/>)をご覧ください。

*利用証をお持ちでない方は、この制度をご理解の上、身障者用駐車場表示板のある駐車場に駐車しないよう、ご協力をお願いします。

オストメイト対応トイレ設置場所

本市では、人工肛門や人工ぼうこうを保有している方に対応したトイレを、次の施設に設置しています。

- ▼市役所本庁舎
- ▼川内文化ホール
- ▼中央図書館
- ▼サンアリーナせんだい
- ▼樋脇観光拠点施設「遊湯館」
- ▼川内駅西口、東口
- ▼サン・アビリティーズ川内
- ▼川内保健センター
- ▼樋脇保健センター
- ▼国際交流センター
- ▼とうごう温泉ゆったり館
- ▼川内汚泥再生処理センター
- ▼川内港ターミナル

公共交通機関普通運賃割引制度

第1種身体障害者手帳を所持する方が、バスなどの公共交通機関を利用する際に介護人証を提示すると、本人および介護者の普通運賃が半額になります。